

広島県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十五年四月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

鞆松永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市藤江町字小仁五四八九八番一地先から 福山市藤江町字瀬丸板肌四四一八番一地先ま で	二〇・三〇 三八・〇〇	七〇〇 四〇・九〇 二〇・三〇 七八・二〇	三三四・三〇	一九一・五〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二九八・二〇 メートル